

自転車等放置禁止区域の変更について

1 背景

本区は、平成元年12月に制定した「目黒区自転車等放置防止条例」に基づき、鉄道駅周辺の自転車等の放置が恒常的な地域において、地域住民や関係機関と協議のうえで、自転車等放置禁止区域に指定し、撤去活動を行っている。

東横線、日比谷線が乗り入れる中目黒駅周辺では、放置禁止区域外に自転車等の放置が恒常的に見受けられ、対応が求められている。区では、繰り返し警告を行うとともに、駅前放置自転車クリーンキャンペーン時に駅頭で放置禁止の啓発等を行っているところであるが、依然として放置が続いている状況にある。

そこで、即時に撤去することができる放置禁止区域の見直しについて、中目黒駅周辺地区街づくり協議会、警察署及び都道管理者と協議を行った。

については、協議結果に基づき、中目黒駅周辺地域の放置禁止区域を変更する。

2 変更する自転車等放置禁止区域

- (1) 変更地域 : 中目黒駅周辺地域
- (2) 変更区域 : 別紙、「中目黒駅周辺自転車等放置禁止区域変更図」のとおり。

3 今後の予定

令和2年10月 5日	}	自転車等放置禁止区域の変更告示
		めぐろ区報に掲載予定（放置禁止区域の変更）
		目黒区ホームページに掲載（放置禁止区域の変更）
// 10月19日以降		放置自転車の撤去開始

以 上

中目黒駅周辺自転車等放置禁止区域変更図

別紙

